

【参考資料】

平成30年第3回奥州市議会定例会  
条例議案 新旧対照表

議案第3号 上下水道部を設置するための関係条例の整備に関する条例の制定について

奥州市部設置条例  
奥州市職員定数条例  
奥州市一般職の職員の給与に関する条例  
奥州市水道事業の設置等に関する条例  
奥州市水道事業運営審議会条例  
奥州市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

議案第4号 奥州市立小中学校条例の一部改正について

奥州市立小中学校条例  
奥州市立学校給食センター条例

議案第5号 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正について

議案第6号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第7号 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第8号 奥州市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

奥州市部設置条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(8)略</p> <p><u>(9) 上下水道部</u></p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>(8) 都市整備部 ア～キ 略</p> <p><u>(9) 上下水道部 下水道その他生活排水に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>(8) 都市整備部 ア～キ 略</p> <p><u>ク 下水道その他生活排水に関すること。</u></p>

奥州市職員定数条例新旧対照表

改 正 後	現 行																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務部局、<u>上下水道部</u>、医療局並びに市立学校その他の教育機関に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者（臨時の職に雇用される者、休職者及び他の地方公共団体に派遣された者を除く。）の定数を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: right;">609</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>上下水道部</u></td> <td style="text-align: right;">48</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	609	略	略	<u>上下水道部</u>	48	略	略	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務部局、<u>水道部</u>、医療局並びに市立学校その他の教育機関に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者（臨時の職に雇用される者、休職者及び他の地方公共団体に派遣された者を除く。）の定数を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: right;">629</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>水道部</u></td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	629	略	略	<u>水道部</u>	28	略	略
区分	定数（人）																				
市長の事務部局	609																				
略	略																				
<u>上下水道部</u>	48																				
略	略																				
区分	定数（人）																				
市長の事務部局	629																				
略	略																				
<u>水道部</u>	28																				
略	略																				

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年奥州市条例第299号）又は奥州市総合水沢病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年奥州市条例第310号）の適用を受けていた職員で、給料表の適用を受けることとなったものの職務の級及び給料月額は、第3項の規定に関わらず、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>6～12 略</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 奥州市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年奥州市条例第299号）又は奥州市総合水沢病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年奥州市条例第310号）の適用を受けていた職員で、給料表の適用を受けることとなったものの職務の級及び給料月額は、第3項の規定に関わらず、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>6～12 略</p>

奥州市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため<u>上下水道部</u>を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため<u>水道部</u>を置く。</p>

奥州市水道事業運営審議会条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>上下水道部経営課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>水道部経営課</u>において処理する。</p>

奥州市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	現行
<p>奥州市<u>上下水道部</u>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、奥州市<u>上下水道部</u>の企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>	<p>奥州市<u>水道部</u>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、奥州市<u>水道部</u>の企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>

奥州市立小中学校条例新旧対照表

改正後	現行																										
<p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="114 268 871 539"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奥州市立江刺第一中学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奥州市立胆沢中学校</td> <td>奥州市胆沢南都田字蛸の手6番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奥州市立江刺第一中学校	略	略	略	奥州市立胆沢中学校	奥州市胆沢南都田字蛸の手6番地1	略	略	<p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1144 268 1901 539"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奥州市立江刺第一中学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奥州市立田原中学校</td> <td>奥州市江刺田原字大平42番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奥州市立胆沢中学校</td> <td>奥州市胆沢南都田字蛸ノ手6番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奥州市立江刺第一中学校	略	奥州市立田原中学校	奥州市江刺田原字大平42番地	略	略	奥州市立胆沢中学校	奥州市胆沢南都田字蛸ノ手6番地1	略	略
名称	位置																										
略	略																										
奥州市立江刺第一中学校	略																										
略	略																										
奥州市立胆沢中学校	奥州市胆沢南都田字蛸の手6番地1																										
略	略																										
名称	位置																										
略	略																										
奥州市立江刺第一中学校	略																										
奥州市立田原中学校	奥州市江刺田原字大平42番地																										
略	略																										
奥州市立胆沢中学校	奥州市胆沢南都田字蛸ノ手6番地1																										
略	略																										



奥州市立学校給食センター条例新旧対照表

改正後			現行		
(名称、位置及び所管学校)			(名称、位置及び所管学校)		
第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。			第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管学校	名称	位置	所管学校
略	略	略	略	略	略
奥州市立江刺学校給食センター	奥州市江刺岩谷堂字小境1番地	奥州市立岩谷堂小学校 奥州市立江刺愛宕小学校 奥州市立田原小学校 奥州市立大田代小学校 奥州市立藤里小学校 奥州市立伊手小学校 奥州市立人首小学校 奥州市立木細工小学校 奥州市立玉里小学校 奥州市立梁川小学校 奥州市立広瀬小学校 奥州市立稲瀬小学校 奥州市立江刺第一中学校 奥州市立江刺南中学校 奥州市立江刺東中学校	奥州市立江刺学校給食センター	奥州市江刺岩谷堂字小境1番地	奥州市立岩谷堂小学校 奥州市立江刺愛宕小学校 奥州市立田原小学校 奥州市立大田代小学校 奥州市立藤里小学校 奥州市立伊手小学校 奥州市立人首小学校 奥州市立木細工小学校 奥州市立玉里小学校 奥州市立梁川小学校 奥州市立広瀬小学校 奥州市立稲瀬小学校 奥州市立江刺第一中学校 奥州市立田原中学校 奥州市立江刺南中学校 奥州市立江刺東中学校
略	略	略	略	略	略

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(4)略</p> <p>(5) <u>小中高生等</u> 6歳に達する日以後の最初の4月1日から、<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(6)～(12)略</p> <p>(給付の額)</p> <p>第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小中高生等の入院</u> 受給者負担額から5,000円を控除した額。ただし、<u>受給者及び監護者</u>が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合は、受給者負担額に相当する額</p> <p>(3) <u>小中高生等の入院外</u> 受給者負担額の2分の1の額（その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(4)略</p> <p>(5) <u>小学生</u> 6歳に達する日以後の最初の4月1日から、<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(6)～(12)略</p> <p>(給付の額)</p> <p>第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小学生の入院</u> 受給者負担額から5,000円を控除した額。ただし、<u>監護者</u>が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合は、受給者負担額に相当する額</p> <p>(3) <u>小学生の入院外</u> 受給者負担額の2分の1の額（その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）</p> <p>2 略</p>

改正後	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に 行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育 をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協 力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければなら ない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供すること ができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同 じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認め る場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しな いことができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明 確化されていること。</p> <p>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられて いること。</p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 い。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場 所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模 保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保 育事業A型事業者等」という。)</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事 業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に 行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育 をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協 力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければなら ない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供すること ができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p>

改正後	現 行
<p>(1)・(2)略</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、<u>第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</u>この場合において、当該施設等は、<u>第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）</u>により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない</p>	<p>(1)・(2)略</p> <p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>

改正後	現 行
<p><u>ない。</u></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>4</u> 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要であり、かつ、適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第7条第1項</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p><u>5～8</u> 略</p> <p><u>9</u> 附則<u>第7項</u>の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>10</u> 略</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>3</u> 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要であり、かつ、適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第7条</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p><u>4～7</u> 略</p> <p><u>8</u> 附則<u>第6項</u>の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>9</u> 略</p>

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p><u>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9)略</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9)略</p> <p>4・5 略</p>

改正後	現 行
<p>奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）を法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の用に供した後において、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「課税初年度」という。）以降3年度間に限り、その課税を免除する。</p>	<p>奥州市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って同号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対する固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不均一課税の適用)</p> <p>第2条 法第5条第19項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税の税率は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第1年度」という。）以降3年度間に限り、奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。</p>

改 正 後	現 行																									
<p>(不均一課税の適用)</p> <p>第3条 特別償却設備等を法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の用に供した後において、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率は、課税初年度以降3年度間に限り、奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税初年度</td> <td style="text-align: center;">100分の0.15</td> </tr> <tr> <td>課税初年度の翌年度</td> <td style="text-align: center;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>課税初年度の翌々年度</td> <td style="text-align: center;">100分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(課税免除又は不均一課税の申請手続)</p> <p>第4条 第2条の規定による課税免除又は前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 課税初年度分の固定資産税 当該固定資産税に係る賦課期日から同日以後最初の所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項又は法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による申告書の提出期限の日まで</p> <p>(2) 課税初年度分以外の年度分の固定資産税 当該固定資産税に係る賦課期日から同日の属する月の末日まで</p> <p>(課税免除又は不均一課税の取消し)</p> <p>第5条 市長は、第2条の規定による課税免除又は第3条の規定による不均一課税の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該適用を取り消すことができる。</p>	年度	率	課税初年度	100分の0.15	課税初年度の翌年度	100分の0.5	課税初年度の翌々年度	100分の1	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特別償却設備等</th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るもの</td> <td>第1年度</td> <td style="text-align: center;">100分の0.15</td> </tr> <tr> <td>第1年度の翌年度</td> <td style="text-align: center;">100分の0.375</td> </tr> <tr> <td>第1年度の翌々年度</td> <td style="text-align: center;">100分の0.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るもの</td> <td>第1年度</td> <td style="text-align: center;">100分の0.15</td> </tr> <tr> <td>第1年度の翌年度</td> <td style="text-align: center;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第1年度の翌々年度</td> <td style="text-align: center;">100分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(不均一課税の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 第1年度分の固定資産税 当該固定資産税に係る賦課期日から同日以後最初の所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項又は法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による申告書の提出期限の日まで</p> <p>(2) 第1年度分以外の年度分の固定資産税 当該固定資産税に係る賦課期日から同日の属する月の末日まで</p> <p>(不均一課税の取消し)</p> <p>第4条 市長は、第2条の規定により不均一課税の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税の適用を取り消すことができる。</p>	特別償却設備等	年度	率	法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.15	第1年度の翌年度	100分の0.375	第1年度の翌々年度	100分の0.75	法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.15	第1年度の翌年度	100分の0.5	第1年度の翌々年度	100分の1
年度	率																									
課税初年度	100分の0.15																									
課税初年度の翌年度	100分の0.5																									
課税初年度の翌々年度	100分の1																									
特別償却設備等	年度	率																								
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.15																								
	第1年度の翌年度	100分の0.375																								
	第1年度の翌々年度	100分の0.75																								
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.15																								
	第1年度の翌年度	100分の0.5																								
	第1年度の翌々年度	100分の1																								



改 正 後	現 行
<p>(1)・(2)略</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p><u>第6条</u> 第2条の規定による課税免除又は第3条の規定による不均一課税の適用を受けた特別償却設備等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p>(1)・(2)略</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p><u>第5条</u> 第2条の規定により不均一課税の適用を受けた特別償却設備等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。</p> <p><u>第6条</u> 略</p>